

必読：出店基準について①

NKBFarm が運営するマルシェへの出店（以下詳細）は

- ①農家さま（法人・個人どちらでも可）
- ②中・小規模事業者さま※製造・小売業・輸入
（法人・個人どちらでも可、事業展開3店舗以下を目安）

上記①、②の方々が対象となります。

広告代理店様、大手企業様、自治体様、学校法人様 などは
別メニュー(マルシェ会場内で行うPRメニュー)をご用意しておりますので、
お問合せフォームから問い合わせをお願いいたします。

1. 出店の絶対条件

1. **常温販売が可能**なものであること。
2. 加工品は**個包装および商品ラベルを貼付すること**。(※1)
3. **国産**もしくは**国内生産量が少ない輸入商材**であること。(※2)
4. 各種**トレサビリティ**(※3)が提出できること。

※1：商品ラベルなどの商品表示については リアルタイムの法令順守が前提となる。

※2：基準▶国内自給率10%以下。例) 珈琲豆やオリーブオイルなど。

※3：トレサビリティとは：その製品がいつ、どこで、どのように作られたのか
明らかにする資料。

必読：出店基準について②

2. 販売可能品目・提出物について

	品目	条件	可不可	提出物	備考
生鮮食品	野菜類	・市場や卸問屋仕入れ商材はNG ・農業は自治体基準の3割カット以上 (慣行栽培商材はNGとなります) ・国外産のものは、国内生産自給率10%以下・ 自社直輸入の商材のみ可	○	代表品目の栽培履歴	
	果物類		○	代表品目の栽培履歴	
	米類		○	代表品目の栽培履歴	
	穀物類		○	代表品目の栽培履歴	
	植物（花・苗）	・野菜、果実の代理販売者は野菜販売業の届出が必須 ※届出の裏付けを提出してください	○	代表品目の栽培履歴	
	鶏卵		○	家畜保健衛生所への届出	※夏場はクーラーボックスなどに入れること
	魚介類	←冷蔵品/冷凍品のため不可	×		
	品目	条件	可不可	提出物	備考
加工品	菓子類（和・洋）	・常温販売可能品目であること ・個別包装/法令順守された食品表示ラベルが貼付されているもの ・卸問屋経由や大手メーカー商品ではないこと ・有機JAS法で認められている添加物のみ使用可 ※欄外にリンク	○	菓子製造営業許可証	※生クリームを挟んでいるものなどはNG
	パン類		○	菓子製造営業許可証	※調理パン(サンドウィッチなど)は常温不可
	茶類（最終加工地が国内）		○	栽培履歴/製茶業届出	
	茶類（最終加工地が国外）		○	輸入証明	
	珈琲豆・粉（最終加工地が国内）		○	コーヒー豆加工（焙煎）届出	
	珈琲豆・粉（最終加工地が国外）		○	輸入証明	
	調味料類		○	該当営業許可証	
	ジャム類		○	該当営業許可証	
	蜂蜜（採蜜地が国内）		○	第3者による成分分析表	※全国はちみつ公正取引協議会基準
	蜂蜜（採蜜地が国外）		○	第3者による成分分析表	※全国はちみつ公正取引協議会基準
	酒類（最終加工地が国内）	・製造元の営業許可証等が提出できること	会場・品目により異なる	製造元の営業許可証/酒販免許	※YEBISUマルシェは日本酒のみ可
	酒類（最終加工地が国外）		会場・品目により異なる	輸入証明/酒販免許	※YEBISUマルシェ不可
	乾物類（含むドライフルーツなど）		○	製造・加工業届出	
	飲料		○	清涼飲料水製造業営業許可証	
	缶詰			密封包装食品製造業営業許可証	
	惣菜	常温可能品ではないためNG	×		
	サプリメント	コンセプト保持の為NG	×		

※営業許可証については、管轄保健所により回答が異なる場合がございますが、2021年6月の法改定に沿ったものとなります。

	品目	条件	可不可
その他	化粧品	原材料を生産している方に限り可	△
	雑貨類	食・農に関連する雑貨のみ可 ※基本的にアクセサリ・衣料品・日用品は不可	△

【2021年食品衛生法改定】
<https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/001137146.pdf>
【有機JAS規格添加物一覧】
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/kikaku_27_yuki_kakou_syoku_160224.pdf

必読：出店基準について③

3. 必要条件

【農産物の場合】 ★市場仕入れの商材はNG 無許可販売の場合は出禁

⇒ **第一次産業に力を入れている生産者**であり、
かつ、**以下1~4のいずれかに該当する生産者であること。**(※1)

- 1.安全や環境に配慮している生産者。(有機JAS、エコファーマー、特別栽培など)(※2)
- 2.伝統野菜伝承に力を入れている生産者。
- 3.農業の後継者育成に力を入れている生産者。
- 4.海外への販路拡大を視野に入れている生産者。

※1：[トレサビリティ] 農産物ごとに**栽培履歴管理表**をご提出ください。

⇒フォーマットは問いません。ただし、以下①~⑤が分かるもの。

- ①どこで、②誰が、③どのくらいの広さの畑で、④何の農作物を、
⑤どんな栽培方法で(どんな肥料を何回まいたか)

※2：[トレサビリティ] **認定証**の写しをご提出ください。

⇒以下①~③が明記されているもの。

- ①認定番号、②団体名、③内容

【加工品の場合】 ★大手メーカー卸の商材はNG

⇒ **第六次産業に力を入れている生産者の加工品、**
もしくは、
⇒ **原材料にこだわった加工品**であり、
それぞれ以下1~4すべてに該当する生産者であること。

1. 製造工程が明らかであること。(※3)
2. 合成保存料、着色料などの添加物が使用されていないこと。
3. 原料の原産地(原産国)が明確であること。
4. 輸入商材の場合は、国内自給率が10%以下であること。(※4)

※3：[トレサビリティ] 加工品の**製造許可証**の写しをご提出ください。

※4：[トレサビリティ] 輸入商材の**輸入証明書**の写しをご提出ください。

【食品以外の商材の場合】

⇒ **第一次産業の農林水産物を使用した商材、**(※5)
もしくは、
⇒ **食や農に関連する雑貨**であること。(※6)

※5：化粧品や花きなど。

※6：食器、カトラリー、マルシェバックなど。

※ 会場によっては、食品以外は出店不可となる場合があります。

必読：出店基準について④

4. 販売不可品目について

1. 絶対条件、商材ごとの必要条件を満たさないもの。
2. 各会場のレギュレーション(=規定・規律)にそぐわないもの。
3. 事前申請および各種トレサビリティの提出がないもの。
4. 事務局が弊社マルシェのコンセプトにそぐわないと判断したもの。

5. ご出店をお断りする方

1. 各自で必要な保険に加入していないなど、準備不足の方。
2. 事務局のルールを順守できない方。
3. 過去に弊社マルシェでトラブルを起こした方。
4. 弊社マルシェにて政治活動、宗教活動、誘致活動を行った方。
5. 弊社マルシェにて反対運動をされた方。
6. その他、出店内容が弊社マルシェのコンセプトにそぐわないと判断した方。